

東京未来大学公的研究費に係る諸手続・事務管理に関する細則

平成19年11月1日 制定

細則第 19号

(目的)

第1条 この規程は、東京未来大学公的研究費の管理・監督のガイドラインに係る規程第7条に基づき、公的研究費に係る諸手続、事務管理の基本等について定める。

(用語の定義)

第2条 この細則に係る用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 部局等

東京未来大学（以下、本学という。）こども心理学部こども心理学科、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科、通信教育課程、本学が設置する学内組織・施設及びエンロールメント・マネジメント局をいう。

(2) 部局長等

前号に定める部局等の責任者をいう。

(3) 研究者

公的研究費の研究者、研究代表者又は研究分担者、連携研究者をいう。

(4) 直接経費

研究の遂行・成果のとりまとめに必要な経費をいう。

(5) 間接経費

研究環境の整備のために必要な経費をいう。

(諸手続)

第3条 本学は、統括管理責任者の指示のもとに公的研究費に係る次の事項の手続、事務処理を行う。

(1) 応募・交付申請に係る手続に関すること

(2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続に関すること

(3) 実績報告に係る手続に関すること

(4) 研究成果報告に係る手続に関すること

(5) 科学研究費補助金など競争的資金の収入・支出に係る事務・手続に関すること

2 学長は、コンプライアンス教育を受講させた上、誓約書を提出させなければならない。

(公的研究費の通知)

第4条 学長は、研究者から受領の委任を受けた公的研究費について、これを受領したとき研究者の所属部局長等に通知するものとする。

(直接経費の管理)

第5条 直接経費分は、理事長名義をもって預金しなければならない。

2 直接経費の管理は、エンロールメント・マネジメント局長の指示に基づいてエンロールメント・マネジメント局がこれを行う。

3 直接経費の預金より生じた利息は、当該研究を遂行するために必要な経費に充当するものとする。

4 8月に生じた利息は口座に残し、2月の利息が生じた段階でどの口座へ移動させるか委員会で決定する。

(直接経費経理事務の取扱)

第6条 直接経費に係る経理事務は、本学の会計・経理規程、固定資産物品管理規程等関連規程等に準じて取り扱うものとする。

(直接経費に係る契約)

第7条 直接経費に係る取引先との契約は、エンロールメント・マネジメント局長が行う。

(間接経費の管理)

第8条 研究者は、間接経費の交付を受けたときは、学長に譲渡しなければならない。

2 学長は、前項の研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、本学の収入として受け入れる。

(間接経費の送金扱い)

第9条 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合であって、当該他の研究機関が間接経費の譲渡を受け入れることとしている場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還することとし、当該他の研究機関に送金するものとするなど、機関使用ルールにしたがって処理する。

(交付前の研究実施)

第10条 研究者は、公的研究費の交付前に当該研究のための必要経費を使用する場合には、学長の承認を受けなければならない。

(設備等の寄附)

第11条 研究者は、直接経費により購入した設備、又は備品(以下、「設備等」という。)については、本学に寄附するものとする。

2 学長は、研究者が他の研究機関に所属することとなる場合、その求めに応じて、前項の規定により寄附を受けた設備等を当該研究者に返還するものとする。

(その他)

第12条 この細則に定めのない事項については、法令等の定めるところにしたがうほか、本学が定める諸規程等を準用する。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月25日から施行する。